暴力団排除事業助成に関する覚書

公益財団法人 日工組社会安全研究財団(以下「甲」という。)と、〇〇〇(以下「乙」という。)は、乙が実施する暴力団排除事業(以下「暴排事業」という。)に対し、金〇〇万円の助成金(以下「助成金」という。)を支給することに関し、次のとおり合意した。

- 第1条 暴排事業の内容は、(西暦)年〇月〇日、乙が甲に提出した「暴力団排除事業助成申請書」の内容とし、これ以外の事業等に助成金を充当してはならない。ただし、事前に甲から文書による承認があった場合は、この限りでない。
- 第2条 暴排事業の実施時期は、(西暦)年〇月〇日 ~(西暦)年〇月〇日までとする。
- 第3条 甲は本覚書締結後、乙の指定する金融機関の口座に助成金を振り込むかのとする。
- 第4条 乙は、次の時期に「活動経過報告書」による 定時報告をするものとする。

第1回目:(西曆)年○月○日、第2回目:(西曆) 年○月○日、第3回目:(西曆)年○月○日

第5条 乙は、第2条に定めた実施時期終了後30 日以内に、甲に対して助成事業実績報告書と最 終会計報告書を提出しなければならない。

これ以外にも、甲は乙に対して、必要に応じて 随時暴排事業の実施状況、助成金の費消状況に ついて立入検査や報告の提出を求めることがで き、乙はこれに応じなければならない。

- 第6条 乙は、暴排事業の実施時期終了後、助成金 の残金が生じたときは、これを甲に返還するもの とする。
- 第7条 乙は、訴訟に関する事務の委託を除き、暴 排事業を第三者に委託又は請負させてはならな い。ただし、事前に甲から文書による承認があっ た場合は、この限りでない。
- 第8条 乙は、暴排事業が実施困難となった場合、 速やかに甲に対して報告しなければならない。
- 第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、 乙に交付した助成金の使用の中止を求めること ができる。併せて、甲は乙に対して助成金全額あ るいは残余の助成金のいずれかの即時の返還を 求めることができる。
- (1) 乙が第1条に違反した場合
- (2) 乙が第4条、第5条及び第8条の報告を怠った 場合
- (3) 乙による暴排事業の実施が不可能になったと 甲が判断した場合
- 第 10 条 本覚書に定めのない事項については、甲 乙協議の上、これを定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書1通を各当事者が記	名•捞	乳して作成し、甲が原本を、乙が写しを保管する。)
(西暦) 年〇月〇日			
甲 00000000000000	乙	(住所)	
00000000			
公益財団法人日工組社会安全研究財団		(団体名)	
専務理事	(EII)	(代表者名)	(FI)